

計画・税 財政



忘れずに納めましょう
市・道民税(第2期)の
納期限は10月1日(月)です

納付には口座振替やコンビニエンスストア払いが便利です。

▼問い合わせ 税務G

(☎ 85 1155)

忘れずに納めましょう

国民健康保険税(普通徴収第4期)、介護保険料(普通徴収第3期)、後期高齢者医療保険料(普通徴収第3期)の納期限は10月1日(月)です

納入には、便利な口座振替制度もありますので、ご利用ください。

▼問い合わせ 国民健康保険G (☎

85 1771)、高齢・介護G (☎

85 5720)、年金・長寿医療G

(☎ 85 2137)

まちづくり意識調査にご協力ください

行政サービスの向上と施策を展開する上での指標・基礎資料とするため、市政運営に対する皆さんの満足

度や重要度などをお聞かせください。

▼対象 町別・年代別に無作為に抽出した20歳以上の方(3千500人)

▼調査方法 アンケート(無記名) ※結果は市ホームページで公表しますが、全て統計処理を行いますので、回答者が特定されることはありません。

▼提出方法 9月に調査票を送付しますので、指定の期日までに、同封の返信用封筒で返信または政策推進グループに持参してください

▼問い合わせ 政策推進G

(☎ 85 1122)

年金・医療



ご存じですか

国民年金保険料の追納制度

保険料の免除(全額・一部納付)や若年者納付猶予、学生納付特例制度の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べて、将来受け取る年金額が少なくなります。

これらの期間は、10年以内であればさかのぼって全額または一部を納付(追納)することができます。

保険料を納付できるようになったときは、計画的に追納することをお勧めします。

▼申し込み
▼問い合わせ
中の『G』は『グループ』の略です

9月10日は下水道の日です

市は下水道の日にちなみ、9月を『下水道促進月間』として、未水洗化家屋の訪問調査を行います。ご理解とご協力をお願いします。

◎トイレの水洗化はお済みですか
～清潔で快適な生活のために～

登別の恵まれた自然環境を守り快適な生活を営むため、市は多くの費用を掛けて下水道の整備を進めています。

この下水道の機能を十分に発揮させるためには、下水道が利用できるようになった区域の皆さんに、1日も早くトイレの水洗化や台所、浴室などからの汚水を下水道に流す設備を作っていただく必要があります。

◎融資のあっせん制度をご利用ください

下水道が利用できるようになった区域で、トイレの水洗化工事や排水設備設置の工事を行う場合、市は皆さんの費用負担を軽減し、水洗化を促進するため、融資のあっせん制度を設けています。

◎下水道はみんなで使う公共の財産です

ひとり一人がルールを守り上手に使いましょう。

- 水洗トイレには専用の紙以外流さない
- 台所から食用油・野菜くずなどを流さない
- 雨水や雪を下水道管に入れない

問い合わせ

下水道グループ (☎ 85 9052)

福祉



障がい者虐待防止センター業務を開始します

10月1日から、障がい者の虐待に関する通報の受理や虐待防止の相談、

※免除などの承認を受けた年度から起算して3年度目以降に保険料を追納すると、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

※追納を希望する方は、年金事務所へ申し込みください。

▼問い合わせ 年金・長寿医療G (☎ 85 2137)

戦後海外から引き揚げて来られた方へ

戦後、海外から引き揚げられた方からお預かりした、保管証券類を返還しています。

▼対象 上陸地の税関や海運局、樺太・満州にあった在外交館、日本自治会に預けた通貨や証券

※返還請求は、家族の方も可能です。

▼問い合わせ 函館税関室蘭税関支署 (☎ 22 2219)

※夜間・閉庁日は (☎ 85 2111)。

指導、養護者の支援などの、障がい者虐待防止センター業務を行います。障がい者の虐待を発見した場合や相談などはご連絡ください。

▼連絡先 障害福祉G (☎ 85 3732)